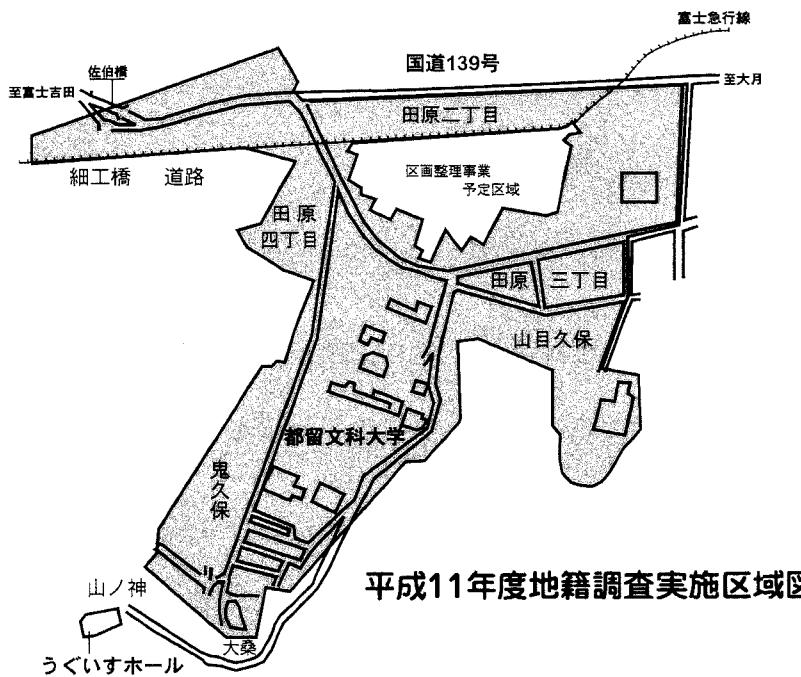


地籍調査に ご協力ください

本年度は、谷村第六調査区として、田原三丁目の全部および田原二丁目・四丁目・上谷字大桑・山目久保・山ノ神・鬼久保・道路・細工橋の各一部を調査します。(区域図参照)

地籍調査は、国土調査法に基づく調査で土地の国勢調査と言われている大切な調査です。現在使われている登記簿や公団は、明治の初めに作られたものです。これを最新の測量方法により、公団と登記簿を訂正し土地の正確な位置、地形、地番、地目、面積を明らかにします。そして完成した地図(地籍図)はその正確性から、公共事業に役立つばかりでなく、復元可能ですから後日の境界問題に大きな力を発揮します。



一筆地調査といい、登記簿と公団を参考に一筆ごとに地番、地目、境界を現地で確認します。

調査の方法は

土地所有者の皆さんには、隣接土地所有者と立ち会いの上、杭を打つていただきます。国道、県道、河川はそれぞれ所管する管理担当者が杭を打ちます。市道、赤線、青線は、地区推進委員と地籍調査室で杭を打ちます。一度打った杭後日の境界問題に大きな力を発揮します。

境界への杭打ちは

はみなさんの土地を測量する基になりますので、動かしたり抜いたりする必要がある場合は、事前にご相談ください。一斉に杭を打っていたため、九月下旬の日曜日に「一斉杭打ち日」をもうけます。日程については、後日土地所有者に通知します。打たれた杭の確認が終わると、委託業者により測量を行います。

測量・調査結果は

調査・測量が済みますと、来年夏ごろ、地図(地籍図)と地番・地目・面積(地籍簿)を確認していただくため二十日間の閲覧を行います。誤りがなければ国の認証を得て法務局に送付し、登記簿と公団が訂正されます。

一筆地調査で境界が決まらなかつた場合

筆界未定として処理し境界線がはいりません。また建築確認申請、農地転用などの手続きができない場合があります。調査以後に境界が決まった場合には、個人の負担で筆界未定の解消の処理をしなければなりません。

調査前の心得として

- 説明会の説明内容を把握してください。
- 自分の土地について現況を把握しておいてください。
- 隣接地との境界を事前によく話しあっておいてください。
- 詳しいことは、地籍調査室へお問い合わせください。